

(様式 10)

各 申 請 者 殿

岡山県教育庁生涯学習課 指定管理者担当
(FAX : 086-224-2035、TEL : 086-226-7596)

岡山県生涯学習センター指定管理者選定 質疑回答表

質問事項及び内容	回 答
<p>1. 利用金額の変更について</p> <p>1) 急激な物価上昇や最低賃金の値上げのなかで、利用料金の値上げを検討しているか。</p> <p>2) 条例第9条第2項では、利用料金は基準額に0.5～1.5を乗じて得た額までの範囲で指定管理者が知事の承認を受けて定める額となっているが、変更は可能か。また、利用金額を変えたい場合は、指定管理申請時に申請書に提案記入が必要か。指定管理期間中でも変更は可能か。</p>	<p>■お尋ねの内容については以下のとおりです。</p> <p>1) 利用料金につきましては、生涯学習センター条例第9条第2項及び募集要項5(2)イにお示しするとおり、指定管理者が県の承認を受けて定めることとしています。</p> <p>2) 上記1)にお示しするとおり、県の承認を受けて変更することは可能です。応募に当たっては、様式3事業計画書の2(1)④利用料金設定の考え方において、次期指定期間中の利用料金をどのように設定する予定か具体的にお示しいただく必要があります。また、同計画書4(2)収支計画については、変更設定した利用料金を元に5年分を積算いただく必要があります。応募時にお示しいただいた内容や、各年度ごとに提出いただく事業計画書の内容を変更する場合には、承認に当たり変更が必要な合理的説明資料を求める場合がありますので、御承知おきください。</p>
<p>2. 募集要項7～8ページの提出書類について</p> <p>1) 提出部数 副本12部について、定款・寄付行為・規約・法人の登記事項証明書に原本証明が必要か。</p>	<p>■お尋ねの内容については以下のとおりです。</p> <p>1) 必要ありません。</p>

3. 施設、設備の経年劣化の状態での引き継ぎについて

1) 「1件当たりの所要額が概ね100万円未満のもの」の修繕は指定管理者が行うとあるが、施設の経年劣化による故障及び修繕が懸念される部分が多い、全て指定管理者が負担することになるのか。

また、施設の経年劣化した設備（照明器具・音響設備等）に関して、そのまま指定管理者へ引き渡しになるのか。年度が始まる前に整備した状態での引き継ぎとはならないのか。

■お尋ねの内容については以下のとおりです。

1) 故障及び修繕につきましては、指定管理者が過度に負担することのないよう、募集要項の5(1)キに記載のとおり、年間200万円までを限度額と定めています。限度額を超えて修繕が必要な場合は、必要に応じて県で対応することとなります。

また、県において実施すべき大規模な修繕につきましては、予算の範囲内で優先度を定めて順次実施していくこととしていますが、指定替えに伴って、特別に整備を行うことはいずれの施設でも行っておりませんので、御理解の上、応募を御検討ください。